

FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議

平成 29 年 1 月 30 日(月)
午前 10:00 ~ 10:30
財務省 第3特別会議室

<議事次第>

1. 開会
2. 第四次相互審査への対応について
3. 有効性の審査における留意点
4. 閉会

<配布資料>

- ・ 資料1
- ・ 資料2

「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について

平成17年12月22日
関係省庁申合せ
平成27年12月18日改定

- 1 FATF勧告実施に関して、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の総合的な推進を図るため、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に分科会を設置する。分科会は、関係省庁の職員をもって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁、金融庁、法務省、外務省及び財務省において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

関係省庁連絡会議のメンバー

議 長	警 察 庁	刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室長
	金 融 庁	総務企画局総務課国際室国際銀行規制調整官
	法 務 省	刑事局国際課長
	外 務 省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長
	財 務 省	国際局国際機構課企画官
構成員	内 閣 官 房	内閣参事官
	内 閣 府	政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当） 大臣官房公益法人行政担当室参事官
	警 察 庁	生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 警備局警備企画課警備調査企画官
	金 融 庁	総務企画局企画課調査室長 総務企画局企業開示課開示業務室長
	総 務 省	大臣官房企画課長 自治行政局行政課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
	法 務 省	大臣官房司法法制部司法法制課長 大臣官房秘書課国際室長 民事局民事第二課長
	財 務 省	大臣官房政策金融課長 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
	文部科学省	大臣官房国際課長
	厚生労働省	労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	農林水産省	食料産業局食品流通課長 経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長
	経済産業省	製造産業局生活製品課企画官 商務流通保安グループ参事官 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 商務流通保安グループ消費経済企画室長 商務流通保安グループ商取引監督課長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長
	国土交通省	土地・建設産業局不動産課長 大臣官房危機管理官

オブザーバー

法 務 省 刑事局公安課長

最高検察庁 公安部公安事務課長

財 務 省 関税局調査課長

厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

証券取引等監視委員会事務局 特別調査課長
